ロ　届出書等記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第二号イ及びロ（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。次号ロにおいて「届出書等記載事項の画像読取電磁的記録」という。）を法第八十一条の二十四の二第一項又は地方法人税法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

ハ　届出書等記載事項の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。次号ハにおいて「届出書等記載事項の収録適合電磁的記録」という。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により法人税等の申告を行つた場合　次に掲げる方法

イ　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、届出書等記載事項を入力して送信する方法

ロ　届出書等記載事項の画像読取電磁的記録を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

ハ　届出書等記載事項の収録適合電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

3　前項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる方法による届出書等記載事項の提供については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の規定の例による。

4　届出書等記載事項を第二項各号に定める方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、第三十七条の十五の二第六項（電子情報処理組織による申告）若しくは地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第八条第六項（電子情報処理組織による申告）又は国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項の規定により国税庁長官が定めるところによる。

5　前三項の規定は、法第八十一条の二十五第四項に規定する財務省令で定める方法及び当該財務省令で定める方法による連結子法人の異動後の同条第一項に規定する個別帰属額等その他参考となるべき事項の提供について準用する。この場合において、第二項第一号イ中「法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等及び同項に規定する財務省令で定める書類に記載すべきものとされている事項」とあるのは、「連結子法人の異動後の法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等その他参考となるべき事項」と読み替えるものとする。

第六十一条の二第四項中「（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）」及び「（課税標準）」を削る。

別表三の二付表の記載要領第五号中「（平成26年法律第11号）」を削る。

別表二十一の㈠中「、返品調整引当金」を削り、同表の㈡中「、返品調整引当金繰入額」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十七条の二十（見出しを含む。）の改正規定　平成三十年五月一日

二　目次の改正規定（「第三章　収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）」を「第二章の三　恒久的施設の範囲（第三条の四）　第三章　収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）」に改める部分に限る。）、第一編第二章の二の次に一章を加える改正規定及び第六条第二号ロの改正規定　平成三十一年一月一日

三　第八条の三の三の改正規定　平成三十一年四月一日

四　第二十九条の三の改正規定、第三十条第三項第二号の改正規定及び第三十七条の七第四項第二号の改正規定　平成三十二年一月一日

五　目次の改正規定（「・第三条の二」を「―第三条の三」に、「第三章　収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）」を「第二章の三　恒久的施設の範囲（第三条の四）　第三章　収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）」に、「引当金」を「貸倒引当金」に改める部分を除く。）、第二編第一章第三節第二款の次に一款を加える改正規定、第三十七条の十の改正規定、同編第一章の二第三節第二款の次に一款を加える改正規定、第三十七条の十七（見出しを含む。）の改正規定及び別表三の二付表の記載要領第五号の改正規定並びに附則第四条及び第七条の規定　平成三十二年四月一日

（返品調整引当金に関する経過措置）

第二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号。以下「改正令」という。）附則第九条第一項（返品調整引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の法人税法施行令第百二条第二項（返品率の特別な計算方法）の規定に基づく改正前の法人税法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条の七（返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項）の規定及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第二十五条第一項（法人の返品調整引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法第五十三条第五項（返品調整引当金）の規定に基づく旧規則第二十五条の八（適格分割等により移転する対象事業に係る期中返品調整引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）の規定は、なおその効力を有する。

（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第三条　改正令附則第十三条第七項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　改正令附則第十三条第六項の規定の適用を受けようとする法人（人格のない社団等を含む。）の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。附則第六条（連結事業年度における長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）において同じ。）並びに代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。）の氏名（外国法人にあつては、代表者の氏名及び法人税法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名）

二　改正令附則第十三条第六項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　適格分割等の日

四　改正令附則第十三条第六項第一号に規定する残存未計上収益額及び残存未計上費用額の計算の方法の内容

五　その他参考となるべき事項